

平成29年3月3日（金曜日）

第1回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

平成29年第1回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（13名）

1番	澁谷秀夫君	2番	赤間幸夫君
3番	櫻井靖君	4番	（欠番）
5番	後藤良郎君	6番	小幡公雄君
7番	高橋幸彦君	8番	今野章君
9番	太齋雅一君	10番	色川晴夫君
11番	菅野良雄君	12番	高橋利典君
13番	阿部幸夫君	14番	片山正弘君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
副町長	熊谷清一君
総務課長	亀井純君
財務課長	櫻井一夫君
企画調整課長	千葉繁雄君
町民福祉課長	阿部利夫君
健康長寿課長	児玉藤子君
産業観光課長	安土哲君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	阿部礼子君
水道事業所長	佐藤進君
危機管理監	赤間隆之君
復興まちづくり対策監	小松良一君
総務課参事兼総務管理班長	太田雄君
教育長	小池満君
教育次長	櫻井光之君

教 育 課 長 本 間 澄 江 君
代 表 監 査 委 員 丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 事 磯 田 友 希

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 9 年 3 月 3 日 (金曜日) 午前 1 0 時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

3 月 3 日から 3 月 17 日まで 15 日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 第 1 常任委員会の所管事務調査報告について

〃 第 5 請願第 1 号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書の提出を求める請願について (継続審査)

〃 第 6 陳情第 2 号 「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情について (継続審査)

〃 第 7 議案第 1 号 松島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について (提案説明)

〃 第 8 議案第 2 号 松島海岸公園避難施設の設置及び管理に関する条例の制定について (提案説明)

〃 第 9 議案第 3 号 石田沢防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について (提案説明)

〃 第 1 0 議案第 4 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 1 議案第 5 号 松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 2 議案第 6 号 松島町交通安全指導員条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 3 議案第 7 号 松島町下水道条例の一部改正について (提案説明)

〃 第 1 4 議案第 8 号 権利の放棄について (提案説明)

- 〃 第 1 5 議案第 9 号 指定管理者の指定について (提案説明)
【集会施設：松島区】
- 〃 第 1 6 議案第 1 0 号 指定管理者の指定について (提案説明)
【集会施設：高城区】
- 〃 第 1 7 議案第 1 1 号 指定管理者の指定について (提案説明)
【集会施設：本郷区】
- 〃 第 1 8 議案第 1 2 号 指定管理者の指定について (提案説明)
【集会施設：磯崎区】
- 〃 第 1 9 議案第 1 3 号 指定管理者の指定について (提案説明)
【集会施設：手樽区】
- 〃 第 2 0 議案第 1 4 号 指定管理者の指定について (提案説明)
【集会施設：北小泉・下竹谷地区モデルコミュニティー推進協議会】
- 〃 第 2 1 議案第 1 5 号 指定管理者の指定について (提案説明)
【集会施設：北小泉区】
- 〃 第 2 2 議案第 1 6 号 指定管理者の指定について (提案説明)
【集会施設：下竹谷区】
- 〃 第 2 3 議案第 1 7 号 指定管理者の指定について (提案説明)
【集会施設：上竹谷区】
- 〃 第 2 4 議案第 1 8 号 指定管理者の指定について (提案説明)
【集会施設：幡谷区】
- 〃 第 2 5 議案第 1 9 号 指定管理者の指定について (提案説明)
【集会施設：根廻区】
- 〃 第 2 6 議案第 2 0 号 指定管理者の指定について (提案説明)
【集会施設：初原区】
- 〃 第 2 7 議案第 2 1 号 指定管理者の指定について (提案説明)
【集会施設：桜渡戸区】
- 〃 第 2 8 議案第 2 2 号 指定管理者の指定について (提案説明)
【避難施設：松島区】
- 〃 第 2 9 議案第 2 3 号 指定管理者の指定について (提案説明)
【避難施設：本郷区】

- 〓 第46 議案第40号 平成29年度松島町観瀾亭等特別会計予算について（提案説明）
 - 〓 第47 議案第41号 平成29年度松島町松島区外区有財産特別会計予算について（提案説明）
 - 〓 第48 議案第42号 平成29年度松島町下水道事業特別会計予算について（提案説明）
 - 〓 第49 議案第43号 平成29年度松島町水道事業会計予算について（提案説明）
 - 〓 第50 議案第44号 松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（片山正弘君） 皆さん、おはようございます。

平成29年第1回松島町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、ご報告させていただきます。松島町高城、XXXXXXXXXXさんであります。

本日の会議日程等は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、11番菅野良雄議員、12番高橋利典議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（片山正弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月17日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月17日までの15日間に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（片山正弘君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より挨拶と行政報告をお願いいたします。町長。

○町長（櫻井公一君） 改めて、おはようございます。

本日第1回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただき、まことにありがとうございます。

初めに、二子屋浄水場建設工事であります。条件付一般競争入札により公募したところ、2社から申し込みがありました。平成28年12月15日に入札を執行し、第1回目の入札において予定価格に達し、株式会社フソウ東北支店が16億4,000万円で落札しました。平成28年12月20

日に工事請負契約の締結を行ったところであり、工期につきましては、平成33年3月31日までであります。

なお、工事につきましては、平成28年度は準備工のため出来高はありませんが、平成29年5月中旬ごろから工事に着手し、平成29年度は排水汚泥池、天日乾燥床を建設し新しい排水処理機能の切りかえを実施する予定であり、工事の進捗率といたしましては17%を予定しているところであります。また、平成30年度は既設排水処理施設の取り壊し、新しい管理棟、沈澱池、急速ろ過池の新設、平成31年度は浄水施設の新設、平成32年度は新設浄水施設の試運転及び旧浄化施設から新浄化施設への運転切りかえを行うとともに、旧浄化施設の撤去及び場内整備を行い、平成30年度末に完成する予定であります。

さて、本日提案いたします議案は、条例制定等が7件、その他の議案が20件、平成28年度補正予算が7件、平成29年度当初予算が9件、人事案件が1件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております平成28年12月9日以降の町政の諸報告につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。12月9日には平成28年第4回松島町議会定例会を招集し、14日までの会期において職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正及び各種会計補正予算等についてご審議いただき、ご承認をいただきました。

12月14日には、議員全員協議会において宮城県職員に出席をしていただき、8,000ペクレル以下の汚染廃棄物に関する処理方針（案）ほか1件について報告させていただきました。

年が明けて1月8日には成人式を挙行し、新成人123人の門出をお祝いしております。

1月11日には、松島ブランド推進委員会主催による第3回松島ブランド認定認証交付式が開催され、特産部門として2品が交付を受けました。

1月16日には、松島町子ども・子育て会議の遠山勝雄会長から「松島町の幼児教育と保育環境のあり方について」答申を受けております。

1月17日には、第1回松島町総合計画審議会を開催し、行政評価制度導入等について説明しご意見をいただきました。

1月25日には、瑞巖寺周辺において第63回文化財防火デー消防訓練が実施されました。当日は宝物搬出や救急訓練を初め、バケツリレーや庫裡の放水などが行われ、参加者の真剣な表情に足をとめて訓練を見学する観光客もおり、文化財保護に対する意識向上に役立つ訓練と

なりました。

2月1日には、鶴田川沿岸土地改良区と手樽土地改良区の合併に向けた予備契約調印式が行われました。

2月2日には、議会全員協議会において、松島町町営バス運転見直しに係る今後の方針（中間報告）ほか5件について報告させていただきました。

2月5日には、第39回松島かき祭りが開催され、3万5,000人の来場がありました。会場では焼きガキやカキ汁などを求めて長蛇の列ができておりました。

次に、2月12日から16日の日程で宮城県町村会主催の町村長海外調査に県内全町村長が参加をいたしました。この研修は、東日本大震災により影響を受けた県内観光の再生に当たり、訪日外国人の誘客に向けて町村一体となった戦略的な取り組みを行うため、台湾を視察してまいりました。

2月8日には、町内の小中学校で、地元ホテルの料理人が献立づくりに協力した学校給食が提供されました。

2月25日には、「松島の暮らしと観光に関する観光シンポジウム」を来場者約300人参加のもと開催いたしました。このシンポジウムは本年度に取り組んだ松島リブランディング事業の目的や成果を報告するもので、バリュー・クリエーション・サービス代表取締役の佐藤真一さんの基調講演や、食べ物・おもてなし・サービスを初めとする3つの分科会が活動内容などを報告するトークセッションが行われ、今後の松島観光について考えるよい機会となりました。

2月28日には、松島町総合教育会議を開催し、幼児教育のあり方について説明しご意見をいただきました。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 町長の行政報告を終わります。

次に、議長の諸報告は印刷してお手元に配付しております。概要だけ申し上げたいと思います。

出納検査・監査についてであります。平成28年12月21日、平成29年1月25日、2月21日の例月出納検査の報告をいただいております。丹野監査委員さん、菅野監査委員さん、大変ご苦労さまでございました。

次に、請願・陳情・意見書等の受理であります。3件であります。内容は記載のとおりで

あります。

次に、請願・陳情・意見書等の処理は6件であります。内容は記載しております。

行政視察であります。12月19日に宮城県利府町議会が来庁し、議員報酬等について視察しております。ほか1町の議会が来庁しております。

会議等であります。12月9日の平成28年第4回松島町議会定例会を含め総件数38件、各種会議、行事、委員会等ございました。詳細は記載のとおりであります。

次に、議会だより発行であります。2月1日にまつしま議会だより第129号が発行されております。議会広報発行対策特別委員会の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

また、3月1日には、号外といたして平成28年の議会報告会のまとめが発行されております。皆さん、大変ご苦労さまでした。

委員会調査についてであります。1月31日、第1常任委員会が所管事務調査のため、宮城県庁において宮城県におけるインバウンド政策の取り組みについて調査をしております。

次に、議員派遣でございます。1月19日、二市三町議長団連絡協議会議員研修会が開催され、議員11名を派遣しております。また、1月20日に開催されました宮城県町村会議員講座に6名の議員を派遣しております。内容は記載のとおりであります。

以上で議長の諸般の報告を終わらせていただきます。

次に、一部事務組合議会並びに広域連合議会の報告に入ります。報告につきましては、お手元に配付しておりました報告書により一部事務組合並びに広域連合議会の報告とさせていただきます。

なお、12月の定例会以降に開催されました一部事務組合等の議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会です。

以上で一部事務組合議会並びに広域連合議会の報告を終わります。

日程第4 第1常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（片山正弘君） 日程第4、第1常任委員会の所管事務調査の報告についてを議題といたします。

第1常任委員会から、外国人観光客受け入れ（インバウンド）についての報告を求めます。
澁谷秀夫委員長。

○1番（澁谷秀夫君） おはようございます。1番澁谷でございます。

第1常任委員会所管事務調査につきまして報告させていただきます。

調査事件は、外国人観光客の受け入れ（インバウンド）についてであります。

調査期日は、平成28年3月14日より平成29年2月16日まで、記載のとおりであります。

出席委員は、第1常任委員会委員6名全員であります。

2ページをお開きください。

調査目的につきましては、中間報告で申し上げました内容とほぼ同じ内容でありますので、省かせていただきたいと思います。

調査経過の概要であります。町当局の考え方から6ページにわたります東北観光推進機構までの記述につきましては中間報告をいたしておりますので、省かせていただきたいと思います。

7ページをお開きいただきたいと思います。

④の宮城県の取り組み方針と事業概要についてであります。その1、取り組み方針でございますが、県の取り組みにつきましては、5つの項目で特筆されます。①無料公衆無線LANの設置等の環境整備、②海外ツーリスト対象の国際旅行展の開催、③台湾の教育旅行の誘致と交流事業の推進、④アジア圏に特化した誘客促進、⑤東北6県が連携協力した台湾訪問と誘客活動。

その2、今後の取り組み方針であります。県において、今後下記事項を主な重点施策として事業展開することとし、潜在的な観光客誘客のため、平成29年度は中国をターゲットに誘客活動を行うこととしております。訪日外国人の宿泊者数の増を図る。現在の3倍、50万人を目標としております。旅行関係者を招聘したプロモーション活動の展開。東北観光復興交付金事業の展開。予算規模は36億6,500万円であります。世界を対象としたデスティネーションキャンペーンの企画・実施であります。仙台・松島地区6市3町でのインバウンドに関する勉強会の実施であります。

その3、東北観光復興交付金事業を活用した取り組み。交付金事業として下記の事業に取り組むこととしております。首都圏及び北海道の外国人観光客の誘致促進。東北の空のゲートウェイ、仙台空港からの誘客。重点市場をターゲットにした集客、平成29年は中国。二次交通対策調査事業の実施、平成28年、平成29年。

その4、仙台・松島観光拠点都市圏について。東北6県の外国人観光客宿泊者数を2020年に150万人に目標設定し、拠点都市が東北観光のフロントランナーとして強い求心力で訪日外国人観光客の集客と長期滞在化を図る。

次ページをお開きください。

その5、松島“湾”ダーランド計画について。松島湾エリア3市3町で構成し、平成27年度に策定委員会、平成28年度に事業に着手しております。事業概要は次のとおりとなっております。計画期間、平成28年度から平成32年度。目標設定であります。観光客入り込み数1,000万人、宿泊者数100万人、再訪問率、リピーター率ですが、98%。

調査結果等についてであります。

当委員会では、外国人観光客の受け入れ（インバウンド）について、これまで調査を進めてまいりました。

まず、町の産業観光課及び松島観光協会のインバウンドに関する施策や事業内容、対応等について、意見交換の場を持ちながら現状の把握に努めました。また、先進地の状況について調査するため、沖縄県の沖縄観光コンベンションビューロー及び本部町の現状について視察研修を行い、先進地の事業展開と受け入れ体制や施設の対応、事業者や住民との関係等について意見を聞き、先進地における状況の把握に努めた。

さらに、インバウンド政策の推進に当たって町と密接な関係にある東北観光推進機構及び宮城県経済商工観光部観光課を訪問し、それぞれの立場における事業展開と今後の取り組みについて視察研修を行いました。特に、「仙台・松島」における位置づけと施策展開、町との連携等の具体的な項目について意見交換し、観光地としての松島の存在と役割等について改めて検証することができました。

視察研修を含めた調査結果については、今後の松島の役割について以下の所見を記してまとめとしております。

まとめです。

定住人口1人は、訪日外国人7名と同じ経済効果を及ぼすと言われております。人口減少が大きな問題とされている今、交流人口をふやすことは必須と考えられる。しかし、平成27年段階で、東北を訪れる外国人観光客の宿泊者数は日本全体の1%にしか過ぎず、どうしてもインバウンドの誘客に出おけている印象が否めません。

宮城県は、平成29年度組織改編で、インバウンド誘致に取り組む「インバウンド推進課」（仮称）を新設することになりました。それは、県としても本気になってインバウンド誘致に取り組もうという姿勢のあらわれであります。宮城県・東北ならではの広域観光周遊ルートを形成することで、2度3度と日本を訪れる外国人の誘客に期待を寄せている。そして、その核となる存在が松島であります。

しかし、松島は、時代が変わっていく中で、観光客の受け入れ体制が変わらないという厳し

い指摘を受けております。松島の潜在能力は日本有数であることは誰もが認めるところである。まずは今ある観光素材に磨きをかけ、しっかりとプロモーションをする、そのことが国内外の観光客の増加につながることであります。

そこで、当委員会として次の事項について提言をいたします。

県や松島湾地域（3市3町）との連携強化を図る。

目標とする外国人観光客数を受け入れ可能な宿泊施設、観光施設の整備について、その情報等の把握・確認。

インバウンド施策として、外国人観光客が求める観光拠点を結ぶアクセスの検討。

インバウンドに対応したインフォメーションセンター的施設の設置。

外国人観光客向けに安心・安全な観光地として対応できる防災マップの作成・配布。

現在、国際交流員が行っている外国人目線での情報発信の継続。

松島ならではの体験や松島の祭りや行事に参加してもらうなど、外国人と町民とが触れ合える場の提供。

松島町民に対する、外国人を受け入れることや「おもてなし」の意味を理解してもらうためのパンフレット等の作成・配布。

外国人目線に立ち、宿泊する外国人観光客が夜間でも立ち寄れる場所づくり。

松島をSNSで世界に情報発信するため、Wi-Fi環境の整備。

県は、インバウンド誘致のターゲットとして、第1に台湾、第2に中国を挙げていることから、英語はもとより、中国に対応できる人材の育成。

「温泉」の魅力を積極的に打ち出す情報発信。

インバウンド誘致は、松島町、観光協会、観光業者、一次産業従事者等が一致団結して目的に向かっていくことが大切であり、地域全体で意志がしっかり固まっていないと成り立ちません。これら関係団体等が話し合いの場を多く持つことで、心を一つにしてインバウンド誘致に取り組み、早急に具現化すべきであります。

なお、資料といたしまして、直近10年間の松島海岸駅前観光案内所外国人利用実績一覧表及び平成27年の居住地別宿泊観光客数を添付いたしております。ご参照いただきたいと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） ご苦労さまでした。

報告について質疑あれば受けたいと思います。質疑ございますか。ございませんか。（「な

し」の声あり)なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で第1常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

日程第5 請願第1号 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書の提出を求める請願について(継続審査)

○議長(片山正弘君) 日程第5、請願第1号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書の提出を求める請願について議題といたします。

本件につきましては、平成28年第4回定例会に請願が提出され、第2常任委員会に付託し継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。6番小幡公雄議員。

○6番(小幡公雄君) 小幡です。

第2常任委員会に諮られました請願審査につきましてご報告申し上げます。

件名につきましては、請願第1号「後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書の提出を求める請願」でございます。

審査期日・場所につきましては、本年1月17日から3回ほど行っております。

それから出席委員は、私以下6名の第2常任委員会委員でございます。

出席を求めた参考人といたしまして、1月17日、請願者、塩釜地域社会保障推進協議会の代表幹事である■■■■様においでを求めています。

採決の結果は、採択すべきものということで全会一致でございました。

審査の概要につきましては、平成28年12月1日付、松島町議会に請願されたもので、平成28年12月9日、当委員会に付託された請願第1号「後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書の提出を求める請願」の審査の概要は次のとおりであります。

当委員会では、審査を行うに当たって、請願者に参考人として出席を求め請願の趣旨及び内容について説明を受け、その後に意見交換を行いました。

請願の趣旨及び内容の説明要旨につきましては、記載しておりますけれども読み上げます。

高齢者世帯は、全国平均で27%の方が貧困、いわゆる160万円以下の所得である。

税と社会保障改革の中では、消費増税は1年半先延ばしになったが、年金は国会で改正が行われ、引き下がっていく。そういう中で、高齢者の生活は非常に厳しくなっている。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方全てが保険料を支払う制度であり、各自治体が広域連合に保険料を納付し、広域連合が運営を行う仕組みになっています。

後期高齢者医療制度の加入者は全国で約1,800万人で、約半分の方が現在行われている軽減

特例措置の対象になっています。また、約912万人の方が今回の特例措置の廃止により大きな負担増となる。

これまで保険料軽減は所得に応じ9割軽減、8.5割軽減、5割軽減、2割軽減を行ってきましたが、廃止していくというのが今回の国の提案であります。

松島町のケース（介護保険の第6次計画を参照していただきます）では、75歳以上の高齢者は平成29年が2,875人、平成32年が2,886人、平成37年では3,107人となる見通しであります。現状の制度ではこの半分くらいの方が特例措置を受けることになります。

今回の特例措置の廃止により、9割軽減されている方の保険料は、全国平均で現在380円が2017年度には570円、2020年度には1,130円となります。8.5割軽減の方は、570円から最終的には1,130円となり、5割軽減の方は倍の4,400円になると試算されております。

また、元被扶養者の方が一番大きなダメージを受け、将来的には現在の軽減がなくなり、3,770円の結果になる。

松島町でも半分の方々の保険料が今後上がっていくと予想されるので、高齢者の命と暮らしを守っていくため、ぜひ国においては現状の制度をそのまま継続してほしいとの説明要旨でありました。

以上から、委員による請願書記載の理由等について意見交換が行われ、請願者の現状認識や請願の意図が理解できることを加味し、以下3点について、松島町の実態を調査いたしました。

臨時福祉給付金対象者数と支給額です。

2つ目に、後期高齢者医療保険料元被扶養者の均等割軽減特例見直し影響調べでございます。

3番目として、生活保護受給の要否基準についても調査いたしました。

当委員会として、採決の結果、全会一致で「採択すべきもの」と決せられ、意見書の案では「担保されない懸念がある」の部分を「担保されない懸念もある」と訂正することといたしました。

以上でございます。あとは、案につきましてはお目通しお願いいたします。

○議長（片山正弘君） ご苦労さまでした。報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。

委員長報告は採択すべきものであります。初めに本件に反対の方の発言を許したいと思えます。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、反対討論なしと認めます。

次に本件に賛成の方の発言を許します。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより請願第1号を採決いたします。

請願に対する委員長報告は採択すべきものであります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、請願第1号後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書の提出を求める請願については、採択とすることに決定をいたしました。

日程第6 陳情第2号 「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情について（継続審査）

○議長（片山正弘君） 日程第6、陳情第2号「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情についてを議題といたします。

本件につきましては、平成28年第4回定例会に陳情を提出され、第2常任委員会に付託し継続審査となっておりますので、委員長より審査報告を求めます。小幡委員長。

○6番（小幡公雄君） 小幡です。

それでは、第2常任委員会に付託されました陳情についての審査報告を行いたいと思えます。陳情第2号「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情でございます。

審査の期日につきましては、29年1月17日、それから2月2日の2回でございます。

出席議員は、第2常任委員会の委員のメンバーでございます。

出席を求めた参考人は、1月17日でございますが、宮城県保険医協会の理事長■■■■様でございました。

採決の結果は、採択すべきものと全会一致でございました。

審査の概要について述べさせていただきます。

平成28年11月14日付、松島町議会に陳情されたもので、平成28年12月9日、当委員会に付託された陳情第2号「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情」の審査の概要は次のとおりであります。

当委員会では、審査を行うに当たって、陳情者に参考人として出席を求め陳情の趣旨及び内容について説明を受け、その後に意見交換を行いました。

陳情の趣旨と内容説明要旨について申し述べます。

新聞等により、政府の経済諮問会議あるいは社会保障制度審議会等において、今後の医療についてさまざまな議論が行われていることが報道されている。

来年度の政府予算案は、医療費を抑えることが基本であって、高齢者医療対策が狙い撃ちのようにされている。

高齢者は治療が長期にわたって重症化しやすいが、高額療養費制度により、月々の療養費が自己負担上限額で抑えられていることで助かっている。しかし、今回の見直しにより、その自己負担上限額が引き上げられることになる。

当初の見直し案と比べれば段階的に引き上げることとなっているが、年金の引き下げなど、高齢者の生活が苦しい中で検討されていることが大きな問題であるという認識でございました。

さらに、後期高齢者の自己負担割合を原則1割から2割に引き上げることも検討されている。

保険医協会で行ったアンケート「クイズで考える私たちの医療」に寄せられた意見には、70代、80代、90代といった高齢者からの意見が多く、医療制度見直しに関する報道に対し強い不安を感じられております。

本来、社会保障というのは、そういった不安をなくすためのものであり、国がその責任を負うものであるが、今回の見直しでは、医療・介護といった社会保障を患者の負担にすることで検討されており、高齢者の不安はどんどん増している。

松島町議会において意見書を採択することで世論喚起し、ぜひ国においては医療制度の見直しの慎重審議と現行制度を継続してほしいとの説明要旨でありました。

以上から、委員による陳情書記載の理由や陳情者の現状認識の確認が行われ、当委員会として、採決の結果、全会一致で「採択すべきもの」と決せられたものであります。以上です。

○議長（片山正弘君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、質疑な

しと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。

委員長報告は採択すべきものであります。初めに本件に反対の方の発言を許します。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、反対討論はなしと認めます。

次に本件に賛成の方の発言を許します。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）なしの声があり、討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより陳情第2号を採決いたします。

陳情に対する委員長報告は採択すべきものであります。本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員であります。よって、陳情第2号「高額療養費制度」「後期高齢者の窓口負担」見直しの慎重審議と現行制度継続を求める意見書の採択を求める陳情については採択すべきものと決せられました。

日程第7 議案第1号 松島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第7、議案第1号松島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定についてを議題といたします。提案説明をお願いいたします。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第1号松島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について提案説明を申し上げます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行により、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員の選出方法が変更されたこと及び農地利用最適化推進委員が新設されたことにより、本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 松島町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例について説明させていただきます。

今回の農業委員会制度の改正に伴いまして、農業委員の選出方法が、選挙制から、町長が議会で議案を作成し議会の同意を得て任命することとなりました。また、農地利用の最適化を推進するために農地利用最適化推進委員の設置が国から求められ、農地利用最適化推進委員は農業委員会より委嘱されるものでございます。

今回議案を上程した条例では、農業委員会委員を8人、農地利用最適化推進委員を7人と定め提出させていただいております。農業委員会委員の8人につきましては、国からの指導において現行農業委員会委員の半分程度を目安とすることから、現行15人の半数の8人としております。内訳としましては、要件で定められております認定農業者を過半数設けることとなっておりますから、認定農業者を5人、女性農業者1人、青年農業者1人、非農家の中立委員を1人で計8人としております。また、農地利用最適化推進委員については、推薦・応募を行う区域を農地の面積割で7地区としたことから、7人としております。

本町につきましては、現行農業委員会の任期が平成29年の7月19日までとなっていることから、今議会に条例を提案し、新しい農業委員会に備えるものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第8 議案第2号 松島海岸公園避難施設の設置及び管理に関する条例の制定について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第8、議案第2号松島海岸公園避難施設の設置及び管理に関する条例の制定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第2号松島海岸公園避難施設の設置及び管理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、災害発生時における避難・防災活動の拠点及び住民や観光客の交流を図るため、東日本大震災復興交付金事業として整備をいたしました松島海岸公園避難施設について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、松島海岸公園避難施設の設置及び管理に関し必要な事項を本条例で定めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 松島海岸公園避難施設の設置及び管理に関する条例の制定について説明させていただきます。

当該施設でございますが、松島地区松島海岸公園区域におきまして、災害発生時に沿岸部で逃げおくれました観光客等の緊急的な避難に対応する避難施設としまして、東日本大震災復興交付金事業にて整備したものでございます。災害発生時には40人を避難受け入れできる施設となっております。

この条例につきましては、災害発生時には避難施設として使用されますが、平時においては地域の住民や観光客の交流の場として管理運営できるよう定めたものでございます。

なお、貸し付けにつきましては、条例中第13条及び別表において定めておりますが、1時間当たり部屋ごとの貸し付けではなく、1棟貸しとさせていただきます。その理由としましては、複数の団体が部屋別に借りてイベント等を行うには人の動線確保等において狭く、また1階と2階で分けて貸し付けした場合も遮音性が一般家屋と同じく低いことなどから、1棟貸しとしたところでございます。

また、資料として条例施行規則を提出しておりますが、特に施行規則の第7条において使用料の減免等4項目を定めております。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第9 議案第3号 石田沢防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 続いて、日程第9、議案第3号石田沢防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第3号石田沢防災センターの設置及び管理に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、災害発生時における避難・防災活動の拠点及び住民や観光客の交流を図るため、東日本大震災復興交付金事業として整備をいたしました石田沢防災センターについて、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、石田沢防災センターの設置及び管理に関し必要な事項を本条例で定めるものであります。

なお、詳細につきましては危機管理監より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りま

すようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） それでは、石田沢防災センターの設置及び管理に関する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

今回の条例制定につきましては、当該施設が復興交付金事業で整備いたしました各地区の避難施設とは規模、内容、運用等が違うことから、既に設定しております避難施設の条例とは別に必要な事項を定めるものでございます。

先般、石田沢防災センターの利用につきましては、1年もしくは2年間は指定管理ではなく町が直営するというお伝えしておりましたが、今回の条例制定におきましては、指定管理者による管理ができることも含めた内容となっております。

主に施設の管理に関する部分を規定しておりますけれども、ほかの避難施設の条例と違う部分を主に説明をさせていただきたいと思っております。

条例第13条、こちら使用料になっております。条例の一番最後にあります別表をごらんになっていただければと思っております。

一番上の会議室使用料につきましては、会議室がこちら4区画に分割できることから、1区画を単位といたしまして、他施設の利用料金と均衡を図りまして1時間当たり1区画500円としております。

次の炊き出しコーナーにつきましては、ガスの使用料も含めました厨房5つを1時間当たり1,000円での貸し付けといたしております。

その下の便益施設区域でございます。こちらは当施設内での営業等の目的で使用する場合の使用料を定めておるものでございます。例えば移動販売車がこちらで使用する場合、小型車、大型車、普通車の使用面積を基準を定めまして、小型車の場合は大体6平米相当が使用面積ということで積算しておりますので、平日7時間使用した場合はこちら2,100円の使用料ということになります。大型車の場合は大体10平米相当の使用面積を有しますので、こちらは7時間使用した場合、3,500円の利用料が想定されます。土曜日、日曜日また祝日につきましては、その2倍の額になるというような内容となっております。

この条例の施行期日につきましては、現在行っております管渠整備工事、こちらが終了してからの供用開始となりますので、その施行期日を規則で定めることといたしまして、公布の日より3カ月以内にその施行日を定めるものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第10 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

（提案説明）

○議長（片山正弘君） 続いて、日程第10、議案第4号職員の育児休業等に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第4号職員の育児休業等に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等に係る子の範囲の拡大等について改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） それでは、お手元の議案書最終ページ、資料というページをごらんいただきます。

今回の改正目的は、育児休業等の対象となる子の範囲の見直し等でございます。

育児休業等の対象となる子の範囲に、実子以外に、「特別養子縁組をしている監護中の子供並びに養子縁組里親制度により委託されている子」も追加されております。この中で、特別養子縁組は、児童福祉のための養子縁組の制度で、さまざまな事情で育てられない子供が家庭で養育を受けられるようにすることを目的に設けられました。また、養子縁組里親とは、養子縁組をして法律上の親子関係を築くことを前提とした里親制度のことを言います。

具体的に今回の改正内容でございますが、第2条3号で、非常勤職員の育児休業等に係る要件の緩和をしています。第2条の2で、職員の育児休業の対象となる子を、地方公務員の育児休業等に関する法律で新たに追加されました特別養子縁組をしている子、養子縁組里親制度に委託されている子のほかに、里親として委託されている子などを追加しています。子の拡大により、第3条及び第10条で、再度の育児休業、再度の育児短時間勤務をすることができる要件の定義をしています。また、18条2項で、育児時間と介護時間を同時に取得する場合、1日2時間まで取得可能とするよう調整しています。

附則第2項、第3項関係でございますが、児童福祉法の改正により、「里親」であった養子

縁組によって養親となることを希望している者を「養子縁組里親」と読みかえております。

この条例は公布の日から施行し、適用は平成29年1月1日からになります。適用の対象となる職員がいれば、現段階では有休を取得していることが考えられますが、これが育児休暇として扱われるということになります。なお、この条例の対象となる職員は現段階では存在しておりません。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第5号 松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の一部改正について（提案理由）

○議長（片山正弘君） 日程第11、議案第5号松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第5号松島町地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を実施するために必要な基準に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、地域包括支援センターに配置する主任介護支援専門員について、その資質向上を図る目的から更新制度及び更新時の研修が設けられたことに伴い、当該条例の主任介護支援専門員の定義について所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長（児玉藤子君） それでは、条例一部改正についてご説明申し上げます。

本日の議案書の後ろから2枚目の条例に関する説明資料をお開きいただきたいと思います。

改正内容につきましては、地域包括支援センターの職員に係る基準となっている介護保険施行規則の改正に伴い条項を改め、介護支援専門員の定義に更新研修に係る部分を加えるものでございます。

更新制度につきましては平成28年4月から導入されておりますが、平成23年度から25年度までに介護支援専門員研修を修了した者については、経過措置が設けられております。

本町の地域包括支援センターは、現在、直営で1カ所、健康長寿課の高齢者支援班で所管しております。保健師1人、社会福祉士2人、主任介護支援専門員1人の4人体制で実施しております。包括支援センターの主な業務といたしましては、要支援の方のケアマネジメントや高齢者虐待への対応、認知症対策、日常生活・介護予防の総合事業の対応等を行っております。その中でも主任介護支援専門員、介護支援専門員はケアマネジャーと言われる方でございます。そのケアマネジャーへの指導助言と関係機関の調整を行う職員でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第6号 松島町交通安全指導員条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第12、議案第6号松島町交通安全指導員条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第6号松島町交通安全指導員条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の一部改正につきましては、交通安全指導員の増員を図り町の交通安全に寄与するため、交通安全指導員の任命要件である、町内居住及び満20歳以上65歳未満に該当しない者のうち、本町での交通安全指導に意欲がある者を町長が特に認める場合には任命することができるように条例の一部を改正するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 交通安全指導員の皆さんには学校や保育所、幼稚園などで園児、児童、生徒等に対して交通安全教育を行ったり、街頭やイベントなどでの交通指導を行っていただいております。本町の道路交通の安全を保持するため尽力をいただいているところでございます。

一方で、隊員の条例定数25名に対しまして現在の所属隊員が11名と、少ない状況にあります。指導員の任命要件には「本町に居住する年齢満20歳以上65歳未満の者」とありますが、65歳以上で入隊意欲のある方や、住まいは他自治体であるものの勤務地が本町ということで入隊

希望しても入隊できない方などがありました。このような状況から、隊員増を図る意味におきましても、町長が特に認める場合を任命できるよう条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第7号 松島町下水道条例の一部改正について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第13、議案第7号松島町下水道条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第7号松島町下水道条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の改正につきましては、平成28年2月16日に採択された松島町の観光振興対策に関する請願に鑑み、温泉汚水使用料の見直し及び汚水量の認定のための計測装置の設置等の負担区分の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 佐藤水道事業所長。

○水道事業所長（佐藤 進君） それでは、議案第7号松島町下水道条例の一部改正についてご説明させていただきます。

条例に関する説明資料をお開き願いたいと思います。最後から2枚目になるところでございます。

まず、第16条の使用料につきましては、今回新たに温泉汚水に対する下水道使用料を定めるに当たり、現在の第16条の使用料の表を削除及び文言の整理を行い、現在の使用料体系を「別表第1」、温泉汚水の使用料体系を「別表第2」とするものでございます。

次のページの資料ということで、議会全員協議会との変更点を記載している資料ということで、A4横のカラー版をごらんいただければと思います。

温泉汚水の使用料につきましては、平成28年11月4日の議会全員協議会時に町が妥当であると説明いたしました案1から変更しているところでございます。理由といたしましては、議会全員協議会時に地元由来の小規模事業所の優遇についても考えてあげては等の意見もあつ

たことから、町といたしましても再検討し、小規模事業所、いわゆる温泉汚水排出少量事業所への配慮を行ったところでございます。

さまざまな料金区分、単価の設定等も考えられますが、現行の下水道料金体系なども考慮し、8立方メートルまでの1立方メートル当たりの単価を30円とし、50立方メートルまでの1立方メートル当たりの単価を資料のとおり引き下げたところでございます。

大変申しわけございませんが、1枚戻っていただきまして、条例に関する説明資料の17条第3項につきましては、排出汚水量の算定において、現条例においては「町長は、水道水以外の水の使用水量を認定するため必要と認めるときは、計測のための装置の設置等必要な措置を講じることができる」となっておりますが、温泉汚水を下水道に排出する際には排出事業者が計測装置を設置していること、また温泉汚水などを下水道に排出している他市町村の条例においても排出事業者が設置していることが多いことから、水道水以外の水の使用水量を認定するため、計測装置の設置等必要な措置を使用者が行うよう改正するものでございます。

また、附則といたしまして、第16条の規定、温泉汚水の使用料につきましては、平成29年4月計量・5月徴収分から適用するものでございます。

次に、本日追加資料として配付させていただきましたA4横の追加資料をごらん願いたいと思います。

本資料につきましては、温泉汚水のみ各施設、9施設の現行使用料と議会全員協議会の案1、また今回改正案における一月当たりの使用料の比較表でございます。下の米印で記載しておりますが、一月当たりの使用料試算につきましては、表の一番右側の各施設における平成27年度月平均温泉汚水量により単純計算したものでございます。また、I施設につきましては、平成27年8月から使用開始しておりますので、8カ月での平均数値となっているところでございます。

比較結果といたしましては、資料の中ほどになりますが、現行使用料と議会全員協議会の案1の比較では一月約39万円弱、率にして約28%ほどの減、今回の改正案では一月約40万円弱、率にして約29%の減となるところであり、金額、率ということについてはほとんど変わりはありませんが、一月50立方メートル未満の温泉汚水排出少量事業所については、改正案では、全員協議会の案1に比べ10%以上の使用料の減となる見込みでございます。

なお、議会全員協議会における9施設平均の使用料の見込み率ということで資料を提出しておりますが、そちらにつきましては、下水道使用料全体、いわゆる水道使用料分の通常分と温泉使用料分で計算しているため、本資料の使用料の見込みの率とは異なることとなります。

次に、議案第7号参考資料ということで、別つづりでA4横のカラーということで配付している資料をごらんいただければと思います。こちらにつきましては、11月4日の議会全員協議会時に資料の提出の要求があった資料でございまして、現存している資料、データ等により作成しております。

参考資料の1ページということでごらんいただきたいと思います。

参考資料1の1につきましては、温泉導入前と導入後の水道使用量と下水道の使用量の比較表であり、8施設中6施設が平成20年度から、1施設が平成21年度、また1施設が22年度から温泉を導入しており、温泉開始前と27年度の水道使用量の比較では、温泉導入前よりも増加している施設が4施設、減少している施設が4施設ということで、合計で約6万8,000トンの減少ということでございます。

また、下水道、いわゆる汚水量につきましては、真ん中より右側ですが、1施設、C施設でちょっと黄色着色になっているかと思うんですが、こちらが平成20年1月から下水道使用を開始しているため1年分の使用量になってございませぬので、増減率でプラス768.6%となっておりますが、6施設で増加、2施設で減少ということで、合計で約4万2,000トン増加しているところでございます。

次に、2ページの参考資料の1の2をお開き願いたいと思います。

こちらにつきましては、温泉導入前と導入後の水道料金と下水道使用料金の比較表でございます。米印に記載しておりますが、水道料金の料金が平成22年度から値下げ、下水道使用料については平成20年度から値上げとなっておりますので、上下水道のいわゆる使用量をもとに現行の料金、使用料体系に合わせて試算し、また消費税率が変更になっているため税抜きで比較表を作成しております。水道料金では4施設が増、4施設が減、合計で約2,700万円の減収。また、下水道使用料につきましては、単純比較できないC施設というのがございますが、6施設が増、2施設が減ということで、合計で約600万円の増収になっているところでございます。

続きまして、3ページをお開き願いたいと思います。

参考資料2の1につきましては、水道の口径別給水戸数有収水量の推移でございまして。口径13ミリと20ミリを一般家庭用、口径25ミリ以上を事業用として区分し整理したものでございます。上側の表が給水戸数であり、一般家庭用と事業用の給水戸数の平成22年度から27年度までの各年度の割合については、おおむね一般家庭用が97%、事業用が3%程度になっているところでございます。また、下側の表の有収水量につきましても一般家庭用と事業用の有

収水量であり、各年度の比率については、おおむね6対4というような比率になっているところでございます。

4ページをお開き願いたいと思います。

参考資料2の2につきましては、水道口径別の水道料金の推移でございます。こちらも消費税率が26年から変更になっておりますので、下側の消費税抜きでございまして、おおむね5対5というような比率になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 提案の説明が終わりました。

日程第14 議案第8号 権利の放棄について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第14、議案第8号権利の放棄について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第8号権利の放棄について提案理由を申し上げます。

学校給食費の未収金において、債務者が死亡し債務者の子が裁判所に相続放棄の手続きを行っており、他の相続人が不明のため、以後徴収を継続することが困難であると判断されることから、債権の権利を放棄するため議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 本間教育課長。

○教育課長（本間澄江君） 今回の債権は民法の規定が適用されている債権であり、学校給食費の時効については、2年の短期消滅時効が適用されております。

債権の内容につきましては、平成12年、13年、15年、16年度に係る債権額21万4,580円。権利の相手方につきましては、記載のとおりでございます。

学校給食費の収納事務としまして、書面による請求、個別徴収、電話、督促配達証明等で徴収してまいりましたが、昨年4月にご家族とお会いした際、債務者の死亡と家族が相続放棄したことを仙台家庭裁判所からの相続放棄申述受理通知書にて確認しております。町といたしましてこれ以上債権請求ができないことから、権利を放棄するものであります。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 提案の理由の説明が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開は11時25分といたします。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

お諮りいたします。日程第15、議案第9号から日程第27、議案第21号までは集会施設の指定管理者の指定に関する議案の提案説明であり、関連でございますので一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

日程第15 議案第9号から日程第27 議案第21号まで（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第15、議案第9号から日程第27、議案第21号までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第9号から第21号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

27の集会施設に関しまして地元行政区等の13団体を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間につきましては、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間とするものであります。

詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） これまで地元からの要望や議員の皆様からの指摘のありました指定管理料の見直しを行いまして、今回の指定管理者の指定に反映しましたので、その内訳について説明させていただきます。

従来指定管理料金の算出の根拠といたしましては、上下水道料及び電気料につきましては基本料金のみを計上と、左坂支館、初原コミュニティーセンター、これら2つの施設におけ

る浄化槽法定点検料及び清掃料を計上しておりました。

続きまして、今回新規に追加計上しました分につきまして説明申し上げます。まず、電気料金のうちの平成27年度実績電気使用料金の25%分を計上しました。さらに、浄化槽分の電気料を左坂支館、初原コミュニティーセンター2つの施設で計上しております。次にガス代でございますが、基本料金分を計上しております。消防設備点検料についてでございますが、点検が必要な高城コミュニティーセンター、本郷ふれあいセンター、華園集会所の3施設で計上しております。最後にNHK受信料でございますが、平成27年度実績報告書で支出されております高城コミュニティーセンター、本郷ふれあいセンターの2施設で計上しております。

なお、今回の見直しにより集会施設の指定管理料総計でございますが、三浦と名籠が減になり27施設になっておりますが、予算ベースで約70万円の増額になっております。

また、各区から管理業務計画書を提出してもらいましたが、手樽区、幡谷区、初原区、北小泉区、桜渡戸区の集会施設で管理人手当を計上しておりませんでしたので、改めまして他地区の集会施設では管理人手当を計上している実情を申し上げまして確認させていただきましたところ、管理人は持ち回りでやったり、行政員の職務としてやっていたり、そもそも区の考えとして手当は想定していないという回答をいただいております。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第28 議案第22号から日程第31 議案第25号まで（提案説明）

○議長（片山正弘君） お諮りします。日程第28、議案第22号から日程第31、議案第25号までは避難施設の指定管理者の指定に関する議案の提案説明であり、関連がございますので一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

日程第28、議案第22号から日程第31、議案第25号までを一括議題といたします。

提案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第22号から第25号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

10の避難施設に関しまして地元行政区の4団体を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、指定期間につきましては、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間とするものであります。

詳細につきましては危機管理監より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監（赤間隆之君） それでは、避難施設の指定管理につきましてご説明を申し上げます。

今回の指定管理につきましては、復興交付金事業に整備いたしました避難施設が指定管理期間を今年度末で終了いたしますことから、松島区、本郷区、磯崎区、手樽区の4区、計10施設の新たな指定管理が申請されたものでございます。

資料をごらん願います。

資料の別紙にあります利用料金につきましては、各施設が時間区分ごとに1,000円の利用料を設定しております。本郷地区の帰命院避難所におきましては、1,000円、1,100円、1,200円と時間区分の段階におきまして、100円を加算した料金設定となっております。冷暖房費につきましては時間区分ごとに500円、ガス代につきましては200円を徴しまして指定管理者の収入とするものでございますが、磯崎区の3施設、こちらにございましては、冷暖房費の500円、こちらのほうは徴しますけれども、ガス料金につきましては、施設の利用料金に含むということにございまして、徴さないということになっております。

収支計画書につきましては、支出額が施設の設備等に応じました管理費相当額を計上しております。収入額の指定管理料につきましては、先ほど集会施設で説明がありましたとおり、現在の指定管理者であります各支所などから区長などから避難施設の維持管理費につきましてご意見等をいただいておりますので、今回の指定管理の指定におきまして、指定管理の見直しを行っております。

今年度までは上下水道料金及び電気料の基本料金、また浄化槽設置をしております施設につきましては指定管理料として支給してございましたが、今回の見直しによりまして追加で計上しました内容をご説明したいと思います。

まず、電気料につきましては、冷暖房費がエアコンであることから、基本料金のほかに電気使用量の25%分を全施設に上乗せしております。また、浄化槽維持に要します電気料分を手樽防災センター、古浦避難所、三浦避難所、名籠避難所の4施設に計上しております。また、ガス代につきましても、全施設に基本料金分を計上しております。そのほか、消防設備点検料及びNHK受信料につきましては、こちらも全施設に計上しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（片山正弘君） 以上で議案第22号から議案第25号までの提案理由の説明が終わりました。

日程第32 議案第26号及び日程第33 議案第27号（提案説明）

○議長（片山正弘君） お諮りします。日程第32、議案第26号から日程第33、議案第27号までは町営墓地の指定管理の指定に関する議案の提案説明であり、関連がございますので一括議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

日程第32、議案第26号から日程第33、議案第27号までを一括議題といたします。

提案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第26号及び第27号指定管理者の指定について提案理由を申し上げます。

三浦墓地及び古浦墓地に関しまして各墓地管理組合を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。

なお、指定期間につきましては、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間とするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 以上で議案第26号から議案第27号までの提案理由の説明が終わりました。

日程第34 議案第28号 平成28年度松島町一般会計補正予算（第7号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第34、議案第28号平成28年度松島町一般会計補正予算（第7号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第28号平成28年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、国の補正予算（第2号）に伴う中学校屋外教育環境整備事業及び事務事業の精査、事業費の確定等により補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、8ページをお開き願います。

1款議会費1項1目議会費につきましては、筆耕翻訳料を実績見込みにより精査し、減額するものであります。

2款総務費1項6目財産管理費につきましては、小梨屋雨水ポンプ場建設事業等により庁舎敷地の賃借面積を減少する変更契約に伴う賃借料及び各事務事業の精査に伴い、減額するものであります。

8目企画費につきましては、復興支援定住促進事業補助金及び津波被災住宅再建支援事業補助金の申請実績見込みにより事業費を精査し、減額するものであります。

11目電子計算費につきましては、地方公共団体セキュリティ強化対策及び社会保障・税番号制度システム整備並びに財務会計システムの保守業務に係る事業費を精査し、減額するものであります。

16目震災復興基金費につきましては、東日本大震災の災害復旧及び復興財源として寄附していただいた寄附金について全額積み立てするものであります。

9ページにわたります。

18目復興推進費につきましては、松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業、三十刈地区・石田沢地区及び漁業集落防災機能強化事業の精査に伴い、減額するものであります。

20目ふるさと納税費につきましては、ふるさと納税による寄附収入見込み額の減に伴い、事業費を精査し、減額するものであります。

2項2目賦課徴収費につきましては、塩釜地区2市3町共同で実施しております平成30年度固定資産評価がえに係る航空写真同時撮影業務負担金の確定に伴い、減額するものであります。

10ページをお開き願います。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、個人番号カード交付事業費補助金の額の確定に伴う財源更正であります。

11ページにわたります。

4項1目選挙管理委員会費及び3目参議院議員選挙費につきましては、参議院議員通常選挙に係る執行経費の確定に伴い、減額するものであります。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、平成28年12月14日付で国民健康保険保険基盤安定負担金等が確定したことに伴い、国民健康保険特別会計への繰出金を補正するものであります。

2目障害者福祉費につきましては、障害者自立支援給付費の今年度の実績見込み及び過年度の給付費確定に伴う国、県への返還金を補正するものであります。

12ページにわたります。

3目老人福祉費につきましては、宅配夕食サービス及び高齢者タクシー助成事業費等の事業費精査並びに後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴い後期高齢者医療特別会計への繰出金を補正するものであり、また社会福祉費寄附金を財源とし、リクライニング車椅子の購入費について補正するものであります。

5目介護保険対策費につきましては、平成27年度介護保険低所得者利用負担軽減対策事業費の確定に伴う返還金及び介護保険特別会計への繰出金を精査し、補正するものであります。

7目臨時福祉給付金費につきましては、平成27年度臨時福祉給付金事業費の確定に伴う返還金を補正するものであります。

13ページをお開き願います。

2項5目子ども医療対策費につきましては、子供医療費助成の実績見込みにより補正するものであります。

6目子育て支援事業費につきましては、事業費の精査及び施設型給付費の対象者増に伴う補正となっております。

14ページをお開き願います。

6款農林水産業費1項4目農地費につきましては、経営体育成基盤整備事業下志田地区及び銭神排水機場整備事業の県営事業負担金の確定により減額するものであり、また復興交付金事業第16回配分で県営事業として承認された復興基盤総合整備事業、手樽地区の県営事業負担金について補正するものであります。

7目農業振興地域整備事業費につきましては、農地中間管理機構を通して農地の権利設定をした農業者数が当初見込みより減少し、機構集積協力金の交付実績見込み減に伴い、減額するものであります。

15ページをお開き願います。

8款土木費1項1目土木総務費につきましては、事業費の精査により補正及び財源更正するものです。

2項2目道路維持費につきましては、社会資本整備総合交付金の確定に伴い、事業費を精査し、減額するものであります。

16ページにわたります。

3目道路新設改良費につきましては、復興事業における避難道路整備事業費の精査により減額するものであります。

5項2目公共下水道費につきましては、下水道事業特別会計の各雨水ポンプ場建設事業等の事業費精査に伴い、繰出金を減額するものであります。

5目街路事業費につきましては、根廻磯崎線道路整備事業、磯崎地区の事業費精査及び根廻磯崎線道路整備事業、根廻地区に対する社会資本整備総合交付金の確定に伴う事業費の精査により補正するものであり、また根廻磯崎線道路整備事業、根廻地区において土地開発基金にて先行取得しておりました用地を一般会計で買い取る経費を補正するものであります。

17ページをお開き願います。

6項1目住宅管理費につきましては、町営住宅長寿命化計画策定事業に係る国庫補助額の確定に伴う財源更正であります。

2目木造住宅等震災対策事業費につきましては、木造住宅耐震診断及び耐震改修事業について、申請実績見込みにより事業費を精査するものであります。

3目住宅環境整備費につきましては、宅地かさ上げ等事業費補助金に係る申請実績見込みにより事業費を精査するものであります。

9款消防費1項4目避難施設管理費につきましては、磯崎避難所と名籠避難所の指定管理業務開始時期の見直しに伴う委託料の減額のほか、石田沢防災まちづくり拠点施設の光熱水費及び高城避難所施設管理費負担金の精査に伴い、減額するものであります。

18ページをお開き願います。

10款教育費3項4目学校建設費につきましては、国の補正予算（第2号）に伴う中学校屋外教育環境整備事業について補正するものであります。

その他の歳出補正につきましては、事務事業の精査及び事業費の確定、確定見込みに伴うものであります。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

6款1項1目地方消費税交付金につきましては、平成29年2月8日付交付額通知により減額するものであります。

11款地方交付税1項1目地方交付税の震災復興特別交付税につきましては、3月算定を踏まえ、今年度交付見込み額に減額するものであります。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました国民健康保険保険基盤安定負担金等の交付決定及び障害者自立支援給付費の実績見込みにより補正す

るものであります。

3目教育費国庫負担金につきましては、歳出でご説明しました中学校屋外教育環境整備事業に対するものであります。

4ページをお開き願います。

2項1目総務費国庫補助金につきましては、歳出でご説明しました個人番号カード交付事業費補助金及び社会保障・税番号制度のシステム整備費に対する国庫補助配分額が確定したことに伴い補正するものであります。

3項1目総務費委託金につきましては、歳出でご説明しました参議院議員通常選挙執行経費の確定に伴う減額補正となっております。

16款県支出金1項1目民生費県負担金につきましては、歳出でご説明しました国民健康保険保険基盤安定負担金等の交付決定に伴い補正するものであります。

5ページをお開き願います。

2項2目民生費県補助金につきましては、保育料の震災減免分に対する県補助金の確定見込み及び子ども医療費助成に対する県補助金を補正するものであります。

17款財産収入1項2目利子及び配当金につきましては、歳出でご説明しました土地開発基金で取得した用地を一般会計において買い取る際に発生する利子について補正するものであります。

18款寄附金1項1目一般寄附金につきましては、ふるさと納税による寄附収入見込み額の減に伴う補正となっております。

2目民生費寄附金につきましては、平成28年11月に高齢者福祉事業に対し町民の方から寄附をいただいた金額について補正するものであります。

3目災害費寄附金につきましては、東日本大震災の災害復旧及び復興財源として寄附していただいた金額について補正するものであります。

6ページをお開き願います。

19款繰入金2項3目震災復興基金繰入金につきましては、復興定住促進事業、津波被災住宅再建支援事業及び宅地かさ上げ等事業の精査に伴い、減額するものであります。

4目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、松島地区安全・安心なまちづくり基盤整備事業三十刈地区・石田沢地区、漁業集落防災機能強化事業、避難道路整備事業、松島地区ほか下水道事業に係る下水道事業特別会計繰出金の精査に伴い、減額するものであります。

その他の歳入補正につきましては、事務事業の精査及び事業費の確定、確定見込みに伴うものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

繰越明許費につきましては、新地方公会計整備事業ほか20事業につきまして、年度内完了が見込めないため繰り越しするものであります。

債務負担行為につきましては、仙台空港二次交通運行調査業務について債務負担行為を設定するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長等より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 本間教育課長。

○教育課長（本間澄江君） 中学校屋外運動場環境整備事業について、主要事業説明資料に基づきご説明いたします。

中学校のグラウンドに関しましては、前回平成10年度の改修から18年以上経過し、土の補充等では対応に限界があり、土の入れかえを行う必要がありました。今回、国の学校施設環境改善交付金事業として追加採択があったことから、生徒の安全・安心な教育環境の施設整備を図ることを目的として改修工事を実施するものであります。

事業の内容といたしましては、松島中学校屋外教育環境整備工事といたしまして3,706万1,000円。工期につきましては、29年度中総体新人戦の後、9月ごろに着手を予定しております。

次のページの図面をごらんください。

運動場用地の2万862平米のうち約2万平米を不陸調整、クレー舗装工事を行い、校庭南側に水飲み場を設置をする予定でございます。

今回、国の第2次補正での採択ということもあり、施工につきましては29年度に繰り越しをし実施するものでございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。次からの日程等については、特別会計でございますので、議事の進行上、ここで休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

午前11時51分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第35 議案第29号 平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算
(第4号)について(提案説明)

○議長(片山正弘君) 日程第35、議案第29号平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について(提案説明)を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(櫻井公一君) 議案第29号平成28年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、特定健康診査事業費の実績見込みに伴う精査及び保険財政共同安定化事業拠出金等の額の確定に伴い補正するものであります。

歳入につきましては、保険財政共同安定化事業拠出金に伴う国庫負担金及び保険給付費等に対する財源を精査し、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(片山正弘君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第36 議案第30号 平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第2号)について(提案説明)

○議長(片山正弘君) 日程第36、議案第30号平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について(提案説明)を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(櫻井公一君) 議案第30号平成28年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、後期高齢者医療保険料の精査及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金を補正するものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(片山正弘君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第37 議案第31号 平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算(第4号)について(提案説明)

○議長(片山正弘君) 日程第37、議案第31号平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算(第

4号)について(提案説明)を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(櫻井公一君) 議案第31号平成28年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、松島町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画に基づく小規模多機能型居宅介護事業所整備に対する地域医療介護総合確保事業費補助金及び既存高齢者施設への防犯カメラ設置事業に対する地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金並びに保険給付費等の実績見込みに伴う事業費の精査、平成27年度の国・県負担金等の確定に伴う返還金等について補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(片山正弘君) 児玉健康長寿課長。

○健康長寿課長(児玉藤子君) それでは、主要事業説明資料1をお開きいただきたいと思えます。

地域医療介護総合確保事業(介護分)についてご説明申し上げます。これにつきましては、介護保険における小規模多機能型居宅介護という事業につきまして整備を図るものでございます。

小規模多機能型居宅介護につきましては、1枚めくっていただきまして、図のほうをごらんいただきたいと思えます。これは地域密着型、松島の方が松島において使うといったことが地域密着型になります、地域密着型サービスの一つとして、通い・訪問・宿泊を組み合わせでサービスを提供して住みなれた地域での生活が継続できるよう支援する事業となっております。本介護保険事業計画期間内に1カ所整備を計画していたものでございます。これにつきましては、10分の10の県補助金を活用し開設する介護事業所へ補助いたします。3,200万円は1施設当たりの上限額となっております。

経過につきましてご報告申し上げます。公募により業者選定するということになっておりまして、8月に実施しております。1社から公募がありまして、これは仙台市内で既に小規模多機能型居宅介護事業所の実績のある事業所でございます。決定しまして、2月着工。着工年度での補助金申請で、完成時点での補助金交付となりますので、平成29年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、主要事業説明資料の2をごらんいただきたいと思います。

地域介護・福祉空間整備等施設整備事業につきましては、高齢者施設の防犯対策を強化するために必要な安全対策に要する経費を支援する事業となっております。平成28年度国の第2次補正の事業でございます。1月末に内示が来ております。これは2分の1補助となっております。内容としましては、事業所のほうでは特別養護老人ホーム、松島ではケアハウスですね、軽費老人ホームケアハウスから申請がございました。特別養護老人ホームはカメラが5台、ケアハウスのほうはカメラが2台ということで、そのほかにレコーダー等必要な備品等をあわせて整備するものでございます。これにつきましても平成29年度へ繰り越すものでございます。

以上でございます。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第38 議案第32号 平成28年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第38、議案第32号平成28年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第3号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第32号平成28年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、観瀾亭管理運営に係る事業費の精査に伴い補正するものであり、歳入につきましては、事業費の精査に伴い財政調整基金繰入金を減額するものであります。また、観瀾亭敷地内構造物等移設支障木伐採事業につきましては、年度内完了が見込めないため繰り越しするものであります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第39 議案第33号 平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第39、議案第33号平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第33号平成28年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、国の国道45号歩道拡幅事業及び県の松島大橋災害復旧事業との調整並びに各雨水ポンプ場建設工事委託等の事業に係る事業費精査に伴う減額補正のほか、災害派遣職員経費を精査し補正するものであります。

歳入につきましては、各事業の財源を精査し一般会計繰入金を減額するものであります。

また、松島町公共下水道愛宕地内枝線工事ほか2事業について、年度内完了が見込めないため繰り越しするものであります。

さらに、磯崎第二雨水ポンプ場建設事業及び西柳雨水ポンプ場建設事業について、平成28年度当初予算において債務負担行為を設定しておりましたが、年度内の協定締結が難しいことから債務行為の廃止をするものであります。なお、この2事業につきましては、平成29年度当初予算において改めて債務負担行為を設定させていただき、事業を進めてまいります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第40 議案第34号 平成28年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）について（提案説明）

○議長（片山正弘君） 日程第40、議案第34号平成28年度松島町水道事業会計補正予算（第4号）について提案説明を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第34号平成28年度松島町水道事業会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、二子屋浄水場施設建設工事を初めとする建設改良事業における事業精査及び支出見込み額の減に伴う確定申告、納付予定消費税額について所要額を補正するものであります。

これにより、水道事業収益の総額を5億9,290万1,000円、水道事業費用の総額を5億8,059万1,000円、資本的収入の総額を204万2,000円、資本的支出の総額を4,405万5,000円とし、資本的収支不足額の補填財源を減債積立金取崩額1,728万1,000円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額562万6,000円、過年度分損益勘定留保資金1,910万6,000円とするもの

であります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第41 議案第35号から日程第49 議案第43号

○議長（片山正弘君） お諮りします。日程第41、議案第35号から日程第49、議案第43号までは平成29年度各種会計予算についての提案説明であり、町長の施政方針もございますので、一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

日程第41、議案第35号から日程第49、議案第43号までを一括議題といたします。

議案の朗読を省略し、これより平成29年度各種会計当初予算の提案に当たって趣旨説明、施政方針を受けます。町長。

○町長（櫻井公一君） 平成29年第1回松島町議会定例会に平成29年度予算案並びに諸議案をご提案申し上げ、ご審議いただくに当たり、町政運営の所信の一端と施策概要を申し上げ、議員各位並びに町民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

東日本大震災の発災から間もなく6年がたとうとしております。この間、一刻も早く復旧・復興を果たすべく、最大限の復興関連予算を投入し、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をいただきながら、また貴重な人員を派遣してくださっている全国の自治体の温かいご支援と派遣職員の皆様の懸命な取り組みにより震災からの復旧・復興事業が着実に、そして順調に進んでおります。

この場をおかりしまして、これまでのお力添えに改めて深く感謝申し上げます。

昨年は、4月14日に熊本県熊本地方などを震源とする「平成28年熊本地震」が発生しました。さらに、11月22日には福島県沖を震源とする東日本大震災の余震が発生し、気象庁の観測において最大144センチメートルの津波が発生しております。また、8月30日には台風10号が東北地方の太平洋側に上陸し、岩手県や北海道を中心に甚大な被害が発生するなど、自然災害の脅威を改めて感じる1年でありました。

この場をおかりして、犠牲となられた方々に対し謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に対し心からお見舞い申し上げます。

さて、平成27年10月に震災後初めてとなる「国勢調査」が実施され、昨年10月に確定値が公

表されました。

その結果、県全体の人口は233万3,899人と、平成22年調査と比較すると1万4,266人、率にして0.6%の減少となりました。

本町の人口につきましては1万4,421人と、平成22年調査と比較すると664人、率にすると4.4%の減少となりました。平成17年調査から平成22年調査における減少率の6.84%と比較すると、減少傾向は若干緩和されましたが、この減少率の緩和は東日本大震災に伴う近隣市町からの人口流入が一時的に増加したことが要因であることと推測され、そのような特異的な影響の中においても依然として減少傾向が継続しており、人口減少に伴う地方交付税等の減額が見込まれるなど、今後も厳しい財政運営が想定されます。

国におきましては、少子高齢化や潜在成長力の低迷といった構造要因を背景とした個人消費や民間投資の力強さを欠いた状況と新興国経済の陰り、イギリス国民投票におけるEU離脱の選択等、世界経済の需要の低迷、成長減速のリスクの懸念から、「未来への投資を実現する経済対策」として、「一億総活躍社会の実現の加速」や「21世紀型のインフラ整備」「熊本地震や東日本大震災からの復興や安全・安心、防災対応の強化」のため、昨年10月に平成28年度予算の第2次補正を行いました。また、平成29年度予算案においては5年連続で過去最大を更新し、97兆4,000億円超えとなりました。

一方で、東日本大震災復興特別会計は約2兆6,000億円余りと、平成28年度当初予算から約5,500億円余り、率にすると17%下回っております。これは被災地での高台移転や港湾再建のピークが過ぎたことが主な要因であるものと思われまます。

今後は、復興のステージの進展に応じて、ハード事業から観光復興事業等のソフト事業に復興の軸足が移行していくものと想定されるため、国の動向を注視し、国の政策と歩調を合わせた施策の展開を図ってまいります。

本町の平成29年度予算案におきましては、町民の皆様及び来訪者の方々に松島町が着実に復興へ向けて歩んでいること、そして震災以前に比べより安全で安心な町であることを実感していただき、「いつかは住んでみたい」「いつまでも住み続けたい」と感じていただくため、復興事業のさらなる進展を最優先施策と位置づけ、長期総合計画に掲げる主要施策と一体的に展開することに全力で取り組んでまいります。

また、幼稚園や保育所のあり方、小学校の学区のあり方、町営バスの運行のあり方、農業や漁業、商業を初め各産業の後継者不足等、町民の皆様に直接的に関連が強い「子育て」や「生活」に係る諸問題が山積しておりますことから、関係各課における連携を密にし、一つ

一つの課題について解決を目指し、一步ずつ確実に歩を進めてまいります。

さらに、東北放射光施設の誘致や水族館跡地の活用、松島海岸駅のバリアフリー化等、「交流」に係る諸問題も山積しており、国や県、東日本旅客鉄道株式会社を初めとした関係各機関に対し町の意向をしっかりと伝えるべく、これまで以上に汗をかいてまいり所存であります。

さて、平成29年度の本町の財政見通しは、前年度と比較して個人町民税、固定資産税、法人町民税について大幅な増収が期待できない状況であります。また、地方交付税については、国の概算要求において総額を適切に確保するように要求しているものの、平成28年度から減少が見込まれ、財政運営は引き続き厳しい状況にあります。

こうした状況下にあつて、平成29年度は復興事業が本格化して5年目となり、各機関等との協議を終え工事が進捗する事業があることから、前年度と比較して一般会計は6.8%の増、また少子高齢化に伴う社会保障費の増大等により、その他の特別会計は19.1%の増、一方において、各機関等との協議に時間を要している事業があることから、下水道事業特別会計は46.1%の減の編成となりました。なお、水道事業会計は、二子屋浄水場施設建設工事や国道45号配水管移設工事等により、13.7%の増の編成となりました。

本予算の執行に当たりましては、長期総合計画において重点戦略として定めた「定住」「子育て」「交流」を推進するため、効果的・効率的な予算執行に努め、「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち松島」を実現できるよう全力を尽くしてまいります。

次に、平成29年の主要施策につきまして、長期総合計画の施策体系に沿ってご説明申し上げます。

「心地よく元気な暮らしを支えるまちづくり」についてでございます。

土地利用につきましては、長期総合計画や国土利用計画において構想に位置づけている東北放射光施設誘致や三陸縦貫自動車道のインターチェンジ周辺における住居系や産業系の土地利用に向けて引き続き検討を進めてまいります。

また、現在策定中の松島町都市計画マスタープランについては、宮城県で策定する「整備、開発及び保全の方針」と調整を図りながら、土地利用、都市施設等に関する全体構想・地域別構想の作成や都市計画道路の見直しなどを実施し、おおむね20年後を見据えた都市計画に関する基本的な方針を策定してまいります。

河川・港湾につきましては、高城川の災害復旧工事、河川改修工事及び松島港の災害復旧工事が宮城県において継続して実施されますので、早期完成に向けて調整を進めてまいります。

公園・緑地につきましては、自然との触れ合いを大切にしたふるさとづくりに主眼を置き、

地域の方々や関係機関と連携を図りながら遊歩道の一部修繕や広場の草刈り、植栽の手入れを行うなど、施設の維持管理や景観保持に努め、これまで以上に町民の方々の憩いの場として活用していただけるよう環境整備を進めてまいります。

住宅につきましては、既存する町営住宅の修繕を行い、入居者の生活安全の確保と福祉の増進に努めてまいります。

上水道につきましては、良質な水を安定供給するため、水質や放射性物質検査を徹底するとともに、施設の老朽化等の状況を踏まえ、二子屋浄水場施設建設工事及び復興事業等に伴う水管橋や配水管の移設工事を実施し、安全・安心な水の供給に努めてまいります。

下水道につきましては、松島橋災害復旧事業に伴う国道45号の污水管渠移設工事等を実施するとともに、引き続き浄化センターの長寿命化計画に基づく改築工事を実施し、施設老朽機器の更新を図りながら、浄化センターの適切な管理に努めてまいります。

また、雨水排水対策として、内水排除を最重要課題とし、震災により地盤沈下が生じている浪打浜、高城浜においてポンプ場建設を実施し災害復旧事業の推進を図るとともに、「普賢堂・蛇ヶ崎・小梨屋」「西柳」「磯崎・長田」地区において、引き続きポンプ場の新設・増強を行い、雨水対策事業を進めてまいります。

さらには、各排水ポンプ施設等の保守保全を実施し、内水排水に万全を期して大雨などによる浸水被害防止を図り、暮らしの安全・安心に努めてまいります。

道路につきましては、東日本大震災で被災した町道松島磯崎線及び松島大橋の災害復旧工事を継続して実施するとともに、復旧事業である松島地区、高城・磯崎地区、手樽地区の避難道路整備事業において、引き続き用地買収を進め、工事の着工箇所では早期完成に努めてまいります。また、老朽化した橋梁やトンネルの補修工事を行い、施設の長寿命化に取り組んでまいります。

また、国道45号の松島海岸地区において、国土交通省により歩道整備事業が進められておりますので、早期完成に向けて関係機関との調整を進めてまいります。

さらに、幹線道路ネットワークの整備として、初原バイパスの国道45号根廻交差点までの延伸実現と主要地方道仙台松島線の整備について宮城県に継続して要望するとともに、現在実施中の松島橋の災害復旧工事についても早期完成に向けて調整を進めてまいります。

公共交通につきましては、町営バスの運営について、交通空白地帯の解消や町民の日常生活における移動手段を確保するため、バス停や運行ダイヤ、さらには路線等の見直しを行い、地域住民にとって利用しやすい町営バスの運行を図ってまいります。

また、公共交通の抜本的な見直しを図るため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく地域交通網形成計画の策定に向け、国、県及び関係交通機関との協議を進め、デマンド型交通の導入に係る検討など、公共交通ネットワークの充実に努めてまいります。

鉄道駅のバリアフリー化の推進につきましては、広域観光の拠点駅である松島海岸駅の整備について、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年を目標として、国や県、東日本旅客鉄道株式会社との協議を重ね、エレベーター設置などバリアフリー化の早期実現を目指してまいります。

また、高齢者、障害者等の日常生活における移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進するとともに、今後増加が予想される国内外からの観光客等の受け入れ環境整備の一環として、特に鉄道駅などの旅客施設を中心とした地区において、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための「バリアフリー基本構想」の策定を進めてまいります。

情報・通信につきましては、広報紙やホームページにおいて町政情報や町内のイベント情報を適時適切に発信し、町民の皆様の生活に重要な情報提供に一層努めてまいります。

また、災害などによる緊急時の気象情報や避難情報につきましては、ホームページ及びフェイスブックを活用することで迅速な情報提供に努めてまいります。

「人・まち・自然、ふれあい安らぐまちづくり」についてでございます。

自然環境保全につきましては、松くい虫防除事業を引き続き推進し、「高度公益機能森林」及び「被害拡大防止森林」の保全を行い、特に特別名勝松島の景観を保持するために空中散布・地上散布・樹幹注入による薬剤防除を実施し、被害予防に努めてまいります。

また、被害木を早期伐倒することにより、周辺への被害の拡大を防止してまいります。さらに、ナラ枯れ被害についても昨年同様、早期発見・伐倒に努めてまいります。

環境衛生につきましては、ごみの減量化や再資源化の推進を図るため、「ゴミ分別と出し方」の改訂版を全戸に配布し、資源の循環型社会形成を推進してまいります。

また、春と秋に各行政区等の協力により実施している町内一斉清掃活動を通して住民の清掃意識の向上を図るとともに、「公衆衛生組合連合会」及び「環境美化推進委員」との連携を密にし、さらなる不法投棄防止対策に努めてまいります。

公害につきましては、環境基準達成率の向上に向けて、定期的な自動車騒音、環境騒音の測定を行い、国や県などの関係機関との連携により騒音対策を推進してまいります。

交通安全につきましては、町民及び関係機関の協力のもと、平成28年10月20日に「交通死亡

事故ゼロ1230日間」を達成いたしました。今後もこの記録をさらに更新できるよう、交通指導員の充足を図り、街頭での交通安全指導を徹底してまいります。

また、子供や高齢者を対象とした交通安全教室等を開催し、特に近年増加傾向にある高齢者の事故防止に向けて、交通安全意識の醸成と交通マナーの向上を図るとともに、カーブミラー等の道路交通安全施設の整備を進め、交通事故防止に努めてまいります。

消防・防災につきましては、近年多発する自然災害に備え地域の防災力を高めるとともに、総合的な防災対策の推進、消防体制の充実を図ってまいります。

また、地域防災力の強化に向けて、消防団員が安全に消防活動を行えるよう装備の充実に努めるとともに、消火活動等の訓練と強化を図ってまいります。

消防施設の整備につきましては、小型動力ポンプ付積載車を計画的に更新するとともに、老朽化している第五分団消防車庫の建設に向けて実施設計を進めてまいります。

また、消火栓の更新及び新設を計画的に実施し、消防水利の充実を図ってまいります。

建築物耐震化の促進につきましては、平成25年の耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務化された大規模建築物については、耐震対策緊急促進事業として、引き続き耐震改修工事費の助成を実施してまいります。

防災対策につきましては、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自助、共助の観点から、職員を防災士として養成し、自主防災組織の運営や訓練に対する指導・支援を強化してまいります。

また、災害時の適切な行動や事前の備え、新たな避難所を網羅した防災マップを作成し、全世帯に配布することで町民の防災・減災に対する意識の向上を図ってまいります。

防災訓練につきましては、これまで行ってきた職員や各地区の避難所開設訓練を生かした防災訓練を実施し、防災関係機関等との相互連携の充実・強化を図ってまいります。

また、災害対策の推進につきましては、復興交付金で整備した避難施設等について施設の有効利用や適切な維持管理に努めるほか、備蓄倉庫への災害用備蓄品の充足を進め、防災体制の充実を図ってまいります。

さらに、防災行政無線の整備につきましては、災害時の情報伝達力を高めるため戸別受信機を行政員等に配備するとともに、屋外拡声子局の劣化したバッテリーなどの更新作業を計画的に進め、設備の適切な管理を徹底してまいります。

防犯につきましては、各地域の防犯指導隊への活動支援を継続するとともに、地域間の連携を強化し、警察を初めとする関係機関と協力しながら地域防犯活動の充実を図り、「安全で安

心して暮らせるまちづくり」を進めてまいります。

また、各行政区管理の防犯灯に係る電気料並びに新設・修繕事業に対する事業補助を継続し、さらには夜間の防犯対策の強化として長寿命で経済的なLED化を進め、犯罪の抑止・防止に努めてまいります。

「心も体もすこやかに笑顔あふれるまちづくり」についてでございます。

保健・医療につきましては、町民の健康寿命の延伸を総合的に推進するため、保健・医療・介護等と連携を図り、疾病予防や健康増進等の取り組みを実施してまいります。特に、生活習慣病の発症を高めるメタボリックシンドロームの予防・改善に向け、ウォーキングマップ北部編の作成や短時間で効果の出るエクササイズ教室等に取り組んでまいります。

また、食生活改善推進員との協働により地域に根差した食文化等の普及に努め、食や運動を基本とした健康づくりへの意識を高めてまいります。

さらに、身体の健康とともに、心の健康を維持することが糖尿病等の生活習慣病予防につながることから、メンタルヘルスチェックシステムを導入し、住民みずからがセルフケアできるよう普及啓発に力を入れてまいります。

また、妊娠期から子育て期まで包括的にサポートするため、きめ細やかな切れ目のない支援を行い、安心して子供を産み、育てられる環境づくりに努めてまいります。さらに、妊娠を希望する夫婦の経済的及び精神的負担を軽減するため、特定不妊治療助成事業を実施してまいります。

高齢者福祉及び介護予防につきましては、高齢者が健康で安心な生活を送ることができるよう緊急通報システム事業や宅配夕食事業等を継続してまいります。

児童福祉につきましては、松島町子ども・子育て会議における「本町の幼児教育と保育環境のあり方」についての答申を踏まえ、保育施設に係る基本計画を策定し、具体的な検討を進めてまいります。

また、保育士不足が喫緊の課題となっていることから、保育士派遣に係る業務委託を実施し、適切な保育士配置に努めてまいります。

さらに、子供の貧困対策としてアンケート調査を実施し、町の現状把握に努めてまいります。

子育て支援の充実につきましては、昨年、宮城県のモデル事業として実施した発達障害児者支援開発事業を引き続き行い、子供の発達相談や支援体制の構築に努めてまいります。

また、少子化対策として、県の小学校入学準備支援事業補助金を活用しながら、第3子以降の小学校入学時に祝い金を支給することで保護者の負担軽減を図ってまいります。

さらに、子育て支援に特化したホームページの運用を開始し、各種イベントや行事の情報提供により子育て環境の拡充に努めるとともに、ファミリー・サポート・センター事業について、協力会員や依頼会員の増加を図り、より利用しやすい事業を展開してまいります。

障害福祉につきましては、障害の有無にかかわらず、地域の中で支え合いながらともに暮らす社会を実現するため、「第3期松島町障がい者計画」及び「第5期障がい福祉計画」を策定してまいります。

また、自立支援給付、地域生活支援事業福祉サービス等に係る個々のニーズに対応できるよう計画相談支援による適切なサービスの利用決定を進めるとともに、生活の困り事の相談や情報提供等に努めてまいります。

社会保障につきましては、国民健康保険における平成30年4月からの広域化に向けて、県と連携を図りながら、より一層の健全な制度運営を目指し準備を進めてまいります。

また、国民健康保険被保険者への健康を保持・増進させるため、健康課題の分析、保健事業の評価を実施し、特定健康診査やレセプト等を活用して第2期データヘルス計画を策定し、より効果的・効率的に保健事業を推進してまいります。

さらに、東日本大震災による被災者支援として、窓口における医療費の一部負担金の免除を平成29年度まで実施してまいります。

介護保険につきましては、介護保険制度の改正に伴う介護予防・日常生活支援総合事業を4月より開始し、要支援相当の方に対する訪問型・通所型サービスの事業を実施してまいります。

また、総合事業については、住民との協働により高齢者が気軽に集える場や支え合いづくりを図るとともに、新たに生活支援コーディネーターを配置し、高齢者を支える生活支援のネットワークづくりを推進してまいります。さらに、介護が必要になっても、できる限り住みなれた地域で安心して生活ができるよう小規模多機能型居宅介護の整備を進めるとともに、認知症に対する相談や支援の充実を図ってまいります。

さらに、東日本大震災による被災者支援として、介護保険利用者負担額の免除を平成29年度まで実施してまいります。

介護サービス事業につきましては、引き続き要支援認定者を対象とした介護予防サービス計画を策定し、総合事業の事業対象者及び訪問型・通所型サービスのみの利用についても、地域支援事業の中で介護予防ケアマネジメントを行い、自立した生活を送れるよう支援してまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、宮城県後期高齢者医療広域連合が運営主体となり高齢者の医療費を支える仕組みがとられており、各種申請・届け出の受け付け、保険料の徴収等につきましては、広域連合と連携し、高齢者の身近な窓口として適正な実施に努めてまいります。

「自然と歴史に学び、豊かさを育み広げるまちづくり」についてでございます。

学校教育につきましては、児童生徒が主体的・能動的に学ぶアクティブラーニングを導入し、みずから学び考える力を育む学習環境の整備を図るとともに、指導主事を配置し、教職員を対象とした指導力向上プログラムを継続して取り組んでまいります。

また、小学校・中学校・高等学校の児童生徒が相互交流として総合学習合同発表会や職場体験学習交流会等を通して松島を知り、地域の文化や未来について学び合い、松島町に生きる志を持つ児童生徒の育成を図ってまいります。

さらに、児童生徒の運動能力の向上と食育の推進に向けた新たな取り組みとして、仙台大学との地域連携により、基礎体力の全国水準を念頭に置きながら、児童生徒の体幹強化に取り組み、心と体のバランスのとれた成長発達を支えてまいります。

学び支援の推進につきましては、児童生徒における自学自習や家庭学習の習慣化を推進するため、学び支援事業を引き続き実施してまいります。

また、道徳教育を充実させ「命を大切にす教育」を進めるとともに、心身ともに健全な児童生徒を育むため、スクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱える家庭、児童生徒に寄り添い、心のケアができる相談体制の整備と早期支援の充実を図ってまいります。

外国語指導助手の派遣につきましては、平成30年度から小学校英語の教科化への対応として、小・中学校における外国語指導助手（ALT）を2名体制とし、幅広い英語コミュニケーション能力の育成に取り組んでまいります。

教育環境の条件整備につきましては、平成29年度から町内全ての幼稚園で3歳児教育を行うことから、学びの土台となる幼児教育の充実を図るため、幼稚園教諭及び保育士の交流研修を促進し、相互の連携と教育の質の向上に努めるとともに、松島町の特色ある幼児教育を実施してまいります。

第二小学校敷地内における民間用地につきましては、地権者と土地の交換を進めるため土地境界確定業務などを行い、問題の早期解決を図ってまいります。

学校給食につきましては、地元の食材を活用し、栄養バランスのとれた安全・安心な食事を

提供してまいります。特に食育指導においては、生産者との交流会等により感謝の気持ちと食への関心を高めてまいります。

また、給食費の滞納処理につきましては、法令等を遵守し、引き続き適正に実施してまいります。

生涯学習につきましては、学校・地域・家庭が連携した協働教育の基盤づくりを推進し、松島の歴史・文化・風土等をテーマとする各種教室や講座、体験事業等を実施するとともに、子供から高齢者まで生き生きと自発的な学習に取り組める環境づくりと社会教育関係団体の活動支援に努めてまいります。

また、ジュニア・リーダーや防災キャンプを通じて、青少年ボランティアの育成を図ってまいります。

さらに、関係機関等と連携し、青少年を取り巻く諸問題に対応するため、講演会の開催や啓発活動を実施してまいります。

文化観光交流館を芸術文化の振興拠点施設として活用し、質の高い公演事業等を展開してまいります。

また、公民館事業として、子供から高齢者まで幅広い年代を対象とした各種講座等を実施し、生涯を通じた学習機会の提供や分館活動事業として、町民ふれあいスポーツ大会や研修事業等を通じて住民相互のコミュニケーションの推進を図ってまいります。

さらに、読書活動推進に向け、図書室機能の拡充を図りながら、継続的な図書の購入や蔵書管理、配架の工夫を行ってまいります。

スポーツ振興につきましては、平成29年度に本町で開催される「全国高等学校総合体育大会サッカー競技大会」の成功に向け、松島町実行委員会の活動推進のため相互に支援・協力し、万全な大会準備と円滑な大会運営を図ってまいります。

また、スポーツの楽しさを体験する機会の提供を図るとともに、施設の適切な維持管理を図り、スポーツ環境の充実に努めてまいります。

文化財保護につきましては、10カ年計画で実施しております「瑞巖寺本堂ほか7棟保存修理事業」の最終年度となり、事業に対する補助や指導・助言を国や県と連携して実施してまいります。

また、瑞巖寺参道の確認調査で出土した遺構や遺物の調査報告書を発刊するとともに、各遺物を小・中学校での「松島まるごと学」における出前講座や体験活動、さらには各地域の分館での歴史研修において活用するなど、発掘成果の周知広報を図ってまいります。

さらに、「松島町歴史文化基本構想」を取りまとめ、本町における国、県及び町指定の多くの文化財、西の浜貝塚、品井沼干拓遺構や未指定でも歴史的価値の高い文化財群は後世に継承すべき財産であり、その文化財の周辺環境を含めて総合的に考え、積極的に保存・活用を図るとともに、特別名勝松島保護地区の現状変更や埋蔵文化財包蔵地への影響のある計画等について、諸手続に係る指導や助言を継続して行ってまいります。

「おもてなしの心を育み、愛されるまちづくり」についてでございます。

国際観光につきましては、国が重点的に支援を行っている東北地方のインバウンド施策について、本町においても外国人観光客の受け入れ体制整備として、引き続き国際交流員（CIR）を雇用し、英語版のフェイスブック等できめ細やかな情報発信を行うとともに、町内の事業所に対し外国人観光客の求める情報を効果的に紹介するためのパンフレットやホームページ作成にかかわる助言などのコンサルティング事業を実施してまいります。

また、町内の小・中学生を対象とした「子ども英語ガイド事業」を継続するとともに、新たな事業として「Visit Matsushimaキャンペーン」を展開し、町全体がおもてなしの心で観光客を迎えるための環境づくりを進めてまいります。

さらに、仙台空港からの二次交通対策として、外国人観光客を初めとする利用者の利便性を高めるため、県を超えた1市2町（東松島市・岩手県平泉町・松島町）の共同による「仙台空港・松島・平泉線」並びに「仙台空港・松島／奥松島観光周遊バス」の実証運行を継続し、東北の観光復興を牽引するため、広域的な交通網の整備に努めてまいります。

「世界で最も美しい湾クラブ」につきましては、松島湾に続いて「富山湾」「宮津湾・伊根湾」及び「駿河湾」が加盟したことにより、国内の加盟湾が4湾になりました。今後、加盟湾との連携を強化するとともに、松島湾の魅力を生かした事業の展開につなげてまいります。

また、東北観光推進機構や宮城県、松島“湾”ダーランド参加自治体などと連携を強化し、それぞれの地域の魅力を再確認しながら、広域によるプロモーション事業や観光振興策、教育旅行の招致を進めてまいります。

さらに、「日本三景観光連絡協議会」を初め、夫婦町のかほ市、観光交流協定を締結した倉敷市等の県外の友好都市と引き続き連携を図り、交流事業を通じたPR事業を実施してまいります。

メディアへの発信事業につきましては、宮城県や仙台市等と連携しながら、「せんだい・宮城フィルムコミッション」事業において映画やドラマ等の撮影支援を行い、国内外に向けてロケ地としての話題性を生かしたプロモーション活動を行ってまいります。

また、松島を支える人・組織づくりの推進として、平成28年度から検討を重ねております観光地域づくりを推進するため、平成29年度は各産業間の連携を図るための協議会を設立し、これまでの松島の観光ブランドに加えて、隠れた観光資源を最大限活用した観光振興を図ってまいります。

景観を生かしたまちづくりにつきましては、景観条例及び景観計画に基づき、町民や事業者の方々と事前協議や届け出制度を通じて景観形成に関する協議を行い、良好な景観の形成を図ってまいります。また、本町の景観を継承し魅力をさらに高めていくため、景観重点地区を中心に、景観アドバイザーの活用や景観整備事業補助金制度を通じ、地域における良好な景観形成に対する意識の醸成を図ってまいります。

交流事業につきましては、にかほ市との夫婦町締結から30周年を迎えることから、これを記念にかほ市において記念事業を実施し、さらに交流と連携を深めてまいります。

文化遺産の活用につきましては、「松島町歴史文化基本構想」に基づき、文化財の保存や有効活用について町民の理解を一層深められるよう周知・普及活動を推進してまいります。また、平成29年度は伊達政宗公生誕450年を迎える年に当たります。宮城県と3市1町（仙台市・多賀城市・塩竈市・松島町）で共同提案し、昨年4月に日本遺産に登録された「政宗が育んだ“伊達”な文化」の魅力を発信し、松島の認知度・ブランド力が一層高まるよう関係機関と連携を図ってまいります。

「豊かな地域で仕事・暮らしがたむぎ合う心かようまちづくり」についてでございます。

起業・創業につきましては、起業家及び創業者に対して店舗等改修費などの準備資金を補助するなど、引き続き活動支援を行ってまいります。

観光業につきましては、一般社団法人松島観光協会を初めとした各種団体と連携し、松島流灯会海の盆や松島かき祭り等の行事に一体となって取り組んでまいります。また、松島の夜のイメージ戦略のため、観欄亭において中秋の名月や紅葉ライトアップに合わせた夜間営業、松島の月の魅力を生かしたイベントを引き続き実施してまいります。

農林業につきましては、農業委員会事業として、新たに農地相談員を設置し、農業者、農業法人及び新たな農業に参入する農業者等に対する相談や、農地の有効活用を促進するため、特産物の掘り起こしを推進してまいります。

農業農村整備の推進につきましては、農山漁村地域復興基盤総合整備事業として、東日本大震災で被害を受けた手樽・磯崎地区の圃場整備を行い、農地の利用集積と経営体の育成・支援、効率的かつ安定的な農業経営の推進に努めてまいります。

また、手樽地区農村地域復興再生基盤総合整備事業における銭神排水機場改修工事及び県営水利施設整備事業銭神地区における幹線用水路の早期完成に向けて、引き続き推進を図ってまいります。

さらに、県営水利施設保全事業として、不来内排水機場の更新工事に着手するとともに、志田谷地排水機場の更新に向けた機能保全計画の策定を実施してまいります。

産地づくり対策の支援につきましては、平成30年度からの主食用米の需要に応じた生産体制開始について関係機関と連携し、農家の経営規模や地域の実情を踏まえ、需要に応じた生産の取り組みを継続・定着させてまいります。

また、経営基盤強化支援として、農業経営の安定化と担い手の確保を図るため、人・農地プランの中心経営体や農地中間管理事業の受け手への農地集積を推進してまいります。

地産地消の推進につきましては、町内における地場産品直売市や産業まつりを開催し、生産者と消費者が直接触れ合える取り組みを継続してまいります。

また、6次産業化については、平成28年度から「起業家・高齢者活躍の場創生協議会」に対し支援を行っており、農業者が加工・流通・販売に取り組めるよう引き続き支援してまいります。

水産業につきましては、生食用カキを安定的に出荷するために、衛生体制や検査体制への支援を引き続き実施してまいります。アサリにつきましても、稚貝散布及びサキグロタマツメタ貝の駆除作業に対して支援してまいります。

また、震災により変化した松島湾内環境を再生するための取り組みとして、津波により消滅したアマモ場の回復について、引き続き漁協や漁業者、NPO団体等の関係者と連携し、一体的に推進してまいります。

漁港につきましては、町管理の古浦漁港について、防潮堤築造工事の早期完成に向けて事業を推進してまいります。

また、県管理の磯崎漁港については、施設の計画的な長寿命化を図るための機能保全計画を策定することから、宮城県と調整を図ってまいります。

商工業につきましては、農林水産業や観光業との連携を図り、本町の魅力ある地域資源である景観や歴史、松島産米、カキ等を生かした商工業の振興に努めるとともに、高城町・駅前商店街活性化委員会へ支援を行い、商店街の活性化を推進してまいります。

企業誘致につきましては、これまで東北放射光施設の誘致を中心として東北大学や県などの関係機関と情報共有や関係強化を推進しておりますが、現在の動向としては、東北大学等と

東北の経済界が主体となり、施設の建設や運営母体となる財団の設立など、施設誘致に向けたさまざまな動きが本格化しております。こうした動向に対し、引き続き関係機関との連携を図りながら、本町での施設建設の実現に向け取り組んでまいります。

なお、これまでの経過等については、本定例会の中で担当のほうから議員の皆様方へご報告申し上げたいと思います。

消費生活の安定と向上につきましては、多様化する消費者問題に対応するため、消費生活相談員における専門知識及び相談技法の習得、啓発活動に取り組むとともに、複雑化する問題に対処するために関係機関と連携を強化してまいります。

定住促進につきましては、復興支援定住促進事業補助金などの支援制度を引き続き実施し、被災者の生活再建と町外からの移住促進を図ってまいります。

また、空き家・空き地等の実態調査の結果を踏まえ、所有者や不動産事業者などと連携、協力しながら、町ホームページなどで空き家の情報提供を行い、空き家の減少と定住者の増加を図ってまいります。

さらに、宮城県が東京都内で開催する移住希望者向けのセミナーにおいて、移住希望者との情報交換や移住相談などを実施し、移住促進に努めてまいります。

行財政につきましては、地方公会計の導入により町政の「見える化」を進めるとともに、各主要施設等についての総合的な指針を明確にするため、公共施設等総合管理計画の見直しを行い、将来的な財政負担の把握と施策の検討を行ってまいります。

また、ふるさと納税につきましては、より一層の普及と改善を図り、寄附者、返礼品提供事業者、そして行政の三者がともに高め合う関係を築くとともに、いただいた寄附金を有効に活用してまいります。

行政評価につきましては、引き続き平成30年度からの本格運用に向けて評価制度の構築を行ってまいります。

行政サービスの充実につきましては、納付者の利便性向上を図るため、コンビニエンスストアや郵便局窓口における町税等の納付機会を拡充してまいります。

また、各種情報システムにつきましては、平成30年10月からの新システム更新に向けて準備を進めてまいります。

広域行政につきましては、仙台都市圏広域行政推進協議会や宮城黒川地方町村会などを通じて、国における経済対策や新たな施策、復興事業における財政的な支援などの広域的共通課題の解決に向けて、自治体間の情報ネットワークを密にしながら連携強化を図ってまいりま

す。

ただいま申し上げました各施策に係る平成29年度当初予算の内訳につきましては、一般会計95億3,100万円、国民健康保険特別会計21億3,397万3,000円、後期高齢者医療特別会計2億1,576万5,000円、介護保険特別会計16億3,279万2,000円、介護サービス事業特別会計617万8,000円、観瀾亭等特別会計8,535万1,000円、松島区外区有財産特別会計168万4,000円、下水道事業特別会計18億678万8,000円、水道事業会計9億5,618万6,000円、合計163億6,971万7,000円であります。

以上、平成29年度の施政方針につきましてご説明いたしました。長期総合計画に掲げる「集い、学び、働き、笑顔あふれる美しいまち松島」の実現のために努力してまいりますので、議員の皆様方にはより一層のご支援とご協力をお願いし、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 大変ご苦労さまでした。

以上で、議案第35号から議案第43号までの議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。2時20分まで休憩に入ります。

午後2時03分 休 憩

午後2時20分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第50 議案第44号 松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めること
について

○議長（片山正弘君） 日程第50、議案第44号松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第44号松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

現教育委員会教育長であります小池 満氏が、一身上の理由により、平成29年3月31日をもって現職を辞したい旨の申し出がありました。これまでいろいろとお話し合いをさせていただきましたが、ご本人のご意志もあり、受理させていただくことになりました。

教育行政に空白時間をつくることは好ましくないことから、後任として本年3月で定年を迎

える松島第一小学校内海俊行校長を教育委員会教育長に任命することについて、議会の同意を賜りたく提案申し上げるものであります。

内海俊行氏の経歴につきましては、資料にも記載しておりますが、昭和56年3月、法政大学並びに昭和57年3月、明星大学をそれぞれ卒業後、県内の小学校教諭として勤務され、大和町教育委員会社会教育主事、宮城県教育研修センター指導主事を歴任され、平成14年4月より県内小学校教頭、平成16年4月より宮城県教育庁義務教育課指導班課長補佐兼指導主事として勤務の後、県内小学校校長、平成21年4月より岩沼市教育委員会学校教育課長として勤務され、市町村教育行政の経験も豊富な方であります。

人格高潔であり、教育に関する指導・識見を有し、教育委員会教育長として教育行政を推進するに当たり適任者と考え提案するものであります。

任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定に基づき、前任者の残任期間である平成30年6月26日であります。

よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。今野 章議員。

○8番（今野 章君） 教育長さん、一身上のご都合で辞職をされるということなわけで本当に残念だなという思いでいるわけではありますが、時にちょうど年度末のあるいは年度初めにかかる大変忙しい時期での人事の異動ということになるわけですが、できますればもう少しそういう忙しい時期でない、もう少し今の教育長さんにはあと1カ月なり2カ月程度やっていただいて、事務等の十分な引き継ぎも行っていただいてということも考えられたのではないかなというふうな気がするんですが、その辺はどうだったのかなと。事務手続等、新しい方に移っていく上での必要な手続、その辺が十分に行われるのかどうか、その辺についてお聞きをしておきたいと思った次第でございます。言ってみれば、そういうことも含めて現教育長さんをお願いをしたのかどうかということも含めてお聞きをしたいということでもあります。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 小池教育長につきまして、当初ご相談されたときは、一番最初は何とか6月定例議会まで何とかということでお話し申し上げました。一応それもいろいろことしになって本人といろいろ話し合いを進めて、やはり3月できちっとけじめをつけたほうがいいという話でありました。今定例会に当たって初日に提案するか、議会の最終日のほうに持っていくか、これも考えたんですが、予算の中で自分の考えはきちんと申し上げていきたいと

いう強いお話もありまして今回の提案となりました。以上であります。

○議長（片山正弘君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）なしの声があり、質疑なしと認めます。質疑なしと認め、質疑を終わります。

本件につきまして、人事案件ですので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、異議なしと認めます。

これより議案第44号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 異議なしの声があり、異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は「賛成」、否の場合は「反対」と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

投票の準備をさせます。

準備ができました。議場の出入り口を閉鎖願います。

〔議場閉鎖〕

○議長（片山正弘君） ただいまの出席議員は12名です。

立ち会いを指名します。会議規則の規定により、12番高橋利典議員、13番阿部幸夫議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（片山正弘君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、投票漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（片山正弘君） 異状なしと認めます。

投票に入ります。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。局長。

〔点呼、投票〕

○議長（片山正弘君） 投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） なしの声があり、投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

12番高橋利典議員、13番阿部幸夫議員の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（片山正弘君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告いたします。

○議会事務局長（千葉義行君） 報告いたします。

投票総数 12票

有効投票 12票

無効投票 0票

有効投票中、可とするもの 12票

否とするもの 0票

以上であります。

○議長（片山正弘君） 以上のとおり、賛成全員であります。よって、議案第44号松島町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（片山正弘君） 本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は6日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後2時34分 散 会